

令和5年度 第3回尾鷲市の国民健康保険事業の運営に関する協議会 議事録

開催日時：令和6年2月21日（水）午後7時～午後8時

開催場所：尾鷲市立中央公民館 1階 視聴覚室

委員数：15名

出席委員数：10名（欠席5名）

事務局出席者：6名（市民サービス課…湯浅課長、古戸係長、清水、中森、山崎
税務課…相賀係長）

【会議内容】

1. 開会

（事務局：市民サービス課）

皆様こんばんは。本日はご多忙のところ夜遅くに参加していただき誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第3回尾鷲市の国民健康保険事業に関する協議会を開催いたします。

【事務局の自己紹介】

それでは、私の方から簡単に事務局の職員の紹介をさせていただきます。私が市民サービス課の課長をさせていただいています湯浅と申します。

（以下省略）

以上となります。よろしくお願いいたします。

それでは会議を進行させていただきたいと思えます。

本会議の成立の可否についてご報告申し上げます。

ただいまご出席いただいております委員さんは、15名中10名でございますので本日の会議につきましては、尾鷲市国民健康保険規則第3条に規定する開催の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

本日の資料について、確認をお願いします。

送付させていただきました資料につきましては、まず事項書、次に資料1国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準の改正、最後に資料令和6年度国民健康保険事業特別会計予算案でございます。不足がございましたらお教えください。

それでは尾鷲市国民健康保険規則第4条第1項の規定に基づき、会長が議長となり議事を整理し、会務を総理するという事になっておりますので、ここで議事の進行を会長に代わらせていただきます。

それでは塩津会長よろしくをお願いします。

(会長)

皆様改めましてこんばんは。足元の悪い中お集まりいただきましてありがとうございます。只今から私が議事進行をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本協議会を開催するに当たり、感染症拡大防止対策として短時間で進めるため、委員の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

それでは事項書に基づきまして、会議を進めてまいります。

議事に入る前に議事録署名委員の選出を行いたいと思いますが、私から指名させていただくことでよろしいでしょうか。

【異議なしの声】

(会長)

それでは、山下委員さんと榎本委員さんをお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

では、議事に入りたいと思います。議題「国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準の見直しについて」について、事務局から説明をよろしくをお願いいたします。

(事務局：相賀)

税務課の相賀です。よろしくをお願いいたします。 それでは資料1をご覧ください。

今回、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準が改善されます。

変更されるのは計算の算定の金額の5割軽減が29万から29万5千円に、2割軽減が53万5千円から54万5千円に変更されます。

この変更に伴い、例えば国保に入っている1人世帯の場合、5割軽減の基準額が72万以下から72万5千円以下に、2割軽減の基準額が96万5千円以下から、97万5千円以下になります。

また夫婦2人とも国保に入っている世帯の場合は、5割軽減の基準額が111万以下から112万以下、2割軽減の基準額が160万以下から162万以下にそれぞれ変更になります。

今回の改正は2割軽減、5割軽減が対象で、7割の軽減に関しては引き続き同額になっております。

ちなみに令和6年度の該当世帯は、現在確定申告期間でありますので出ませんが、令和5年度の現行の基準で7割軽減が960世帯、5割軽減が429世帯、2割軽減が323世帯です。

今回の改正について簡単に言いますと、前はギリギリ軽減に回答しなかった方が2割軽減になったり、前は2割軽減だった方が今回は5割軽減になったりするというのが予想されるということです。

以前から引き続きですが、今回も軽減が該当するのは、国保の医療分支援分、介護分の中のそれぞれの均等割と平等割に対しての軽減になっておりますので、よろしくをお願いします。

難しいと感じる方もいらっしゃると思いますので、わからないという方がいましたら、確定申告が終わり次第税務課の窓口に来ていただいたら説明のほうをさせていただきます。計算式がいろいろと複雑なことに加え、個人個人の所得によって変わりますので、その都度窓口の方で対応させていただきます。もし周りの人にそういう方がいらっしゃいましたら遠慮なく税務課の方へお越しいただくようお願いします。

税務課からの報告は以上です。

(会長)

それではただいま事務局の説明にありました国保税の減額の対象となる所得の基準の見直しについて、何かご質問あるかたいらっしゃいますか。

私から質問させていただきます。今ここにいる私たちも該当する可能性は十分あるわけですか。

(事務局：相賀)

6年の収入によって、該当するかもしれないかというのを判断しますので、ここでお答えすることはできないのですが、例えば4月に来ていただいたりしたら所得を見てお答えすることが可能ですので、窓口に来ていただくようお願いいたします。

(会長)

わかりました。

(事務局：湯浅)

収入と所得は別の話になってくるんですよね。例えば年金の源泉徴収票とかがはがきで送られてきたりするじゃないですか。その中に収入として、僕らでいう年収などが書き込まれて送られてくると思うのですが、その収入という数字から所得に変換するのに決まった数字ってあるんですよ。

200万円年金をもらえる人は所得に直すと120万円とか110万円とかっていう数字になってしまうので、収入か所得かが判断できると話ができるのですが、それがわからないことには答えられないんです。

例えば塩津文子さんには年金があります。いろんな委員などをして報酬があるため確定申告しなければいけなくなりました。そうすると最後に残った所得に対してかかってくる話なので、年金しかない人、いろんな給料もある人とそれは人それぞれですので、やっぱり1人1人の対応しかできないんですよね。

所得に対して計算した結果、この数字に該当する人は7割軽減です、5割で軽減ですと1人ずつ判定するので、今すぐ該当するかしらないかとお答えすることはできません。

(会長)

わかりました。ありがとうございます。

他にご質問はよろしいですか。それでは、次の議題に入ります。

令和6年度国民健康保険事業特別会計予算(案)について、事務局の方から説明をお願いいたします。

(事務局：古戸)

事務局の古戸から令和6年度国民健康保険事業特別会計予算(案)について説明させていただきます。

資料の2ページをご覧ください。予算案について説明させていただきます。

歳入歳出の総額は21億9781万円です。

次に3ページをご覧ください。今年度の予算額は前年比で1.05%、1億1221万3千円の増額となっています。

主な歳入は、加入者の皆様から納めていただく国民健康保険税が2億8751万千円。県からの交付金(県支出金)が16億4255万7千円などです。

次に主な支出としましては、皆様の医療費などに対する保険給付費が16億763

万9千円。市が県に納める国民健康保険事業納付金が4億9014万2千円などです。

5ページより、歳入歳出それぞれのポイントについて説明させていただきます。

円グラフにおきまして、5ページの歳入と12ページの歳出とともに各項目の今年度の予算額及び、全体に占める割合を記載しております。

その右側においては、主だった項目の前年度との比較や、差額が発生した主な理由を書いておりますので、ご参照ください。

6年度の歳入のポイントといたしましては大きく3つあります。

7ページをご覧ください。ポイントの一つ目は、国民健康保険税の減少です。

6年度は、2億8785万千円で、歳入全体の13.1%を占めています。令和5年度の当初と比較しますと、3,237万3千円の減少となっております。

この減少は、団塊の世代の方が後期高齢者医療保険の方に移られたことにより被保険者の方が年間200人、300人と減少しておりますのでそれらが主な要因となっております。

現年度におきましては、現年度分についても計算しますと3,273万3千円減になります

次に2つ目のポイントになります。8ページをご覧ください。

県支出金、普通交付金の増加になります。

6年度は16億558万9千円で、歳入全体の73.1%を占めています。普通交付金では医療機関や国民健康保険加入者の皆様に支払う医療費、もう少し詳細に言いますと、それに使う県からの交付金になります。

医療費と保険給付費、普通交付金につきましては納付金と同様に県から見込額が示されますので、その見込額をもとに予算計上しております。

5年度の予算と比較しますと、1億1023万5千円の増額となっており、この増加は主に皆様の医療費の増加によるものです。

歳入が1億1024万増加しますが、歳出の医療費として支払われる分野も同じ分だけ増加します。保険給付費の増加についてはまだ14ページで説明させていただきます。

次に3つ目のポイントです。9ページをご覧ください。財政調整基金繰入金の増加になります。

令和2年度に税制改正を行いましたので、令和2年度、3年度と財政調整基金を取り崩すことなく、逆に積立ができていましたが、令和4年度から、基金を一部取り崩さなければ予算が組めなくなっております。基金が枯渇すれば、予算額

を組むことができなくなりますので、次期税率改正が必要となってきた状況です。

以上が歳入の3つの大きなポイントとなります。

続きまして、今度は歳出の方を説明させていただきます。

まずは12ページの円グラフをご覧ください。歳出の総額は歳入と同じで21億9781万円です。令和6年度の歳出の予算のポイントとしましては、保険給付費の増加になります。

続きまして、今度は歳出の方を説明させていただきます。

まずは12ページの円グラフをご覧ください。歳出の総額は歳入と同じで21億9781万円です。

令和6年度の歳出の予算のポイントとしましては保険給付費の増加になります。

14ページをご覧ください。

令和6年度は16億1889万円で、歳出全体の73.6%を占めています。

保険給付費の大部分を占めるのは、療養給付費と高額療養費です。主に医療費総額10割のうち、市が負担する7割分が療養給付費、残りの3割が皆様に負担していただく個人負担のうち一定の上限を超えた部分で、市が負担する部分が高額療養費となります。

令和6年度の保険給付費は、令和5年度の当初予算と比較しますと、1億1037万4千円の増加で、コロナが落ち着いていることと先進医療の金額が少し高くなっているということで医療費が増加していると考えられます。

保険給付費の見込みについては、県から示される普通交付金を参考に計上しています。

以上が歳出のポイントとなります。

続きまして、医療費を少しでも下げるために、毎年のことなんですが、特定健診の受診率向上に向けた取り組みを今年もやっていきたいと思っておりますので、そちらの方を説明させていただきます。

16ページをご覧ください。

特定健診につきましては医療費抑制の観点から、国や県から指導が年々厳しくなっており、一定の基準を満たさなければ減点対象となるような、市への交付金の交付基準が新たに追加されるなど、一定の受診率向上に努めることが必要な状況になってきております。

本市の状況といたしましては、委員の皆様や医療機関の先生方のご協力により、受診率は年々上昇しておりますが、県平均と比べますと少し低い数字で推移

しています。

まずは、令和4年度までの実績についてです。17ページをご覧ください。

令和5年度については、まだ年度途中で利率が算定されておきませんので、受診者数の速報値となっております。年々上昇傾向にありましたが、令和4年度につきましては、本市内で新型コロナウイルス感染症が流行したことから受診率が0.2ポイントほど減少してしまいました。

18ページをご覧ください。

5年度にも実施しておりますが、6年度においても引き続き実施予定の主な取り組みは次の2つです。

まず1つ目の個別通知による受診勧奨です。令和元年度までは、年1回の送付でしたが、令和2年度からは通知対象者をタイプ別に選別して、メッセージ内容を工夫した数種類の通知を年2回に分けて送付しております。これは令和6年度でも継続予定です。

19ページをご覧ください。

2つ目が個別訪問による受診勧奨です。これは、こちらにいらっしゃいます川上輝佐子さんに市内を回っていただいて、受診勧奨をしております。5年度の実績は10月に42名回っていただいております。

今年度から市の体育館が老朽化で使えないことから、せぎやまホールで集団健診をすることになりました。なので、家がせぎやまホールに近く、歩いてこれる方をピックアップして川上委員さんに回っていただきました。令和6年度も継続予定で回っていただく予定となっております。

また、福祉保健課と協力いたしまして、今まで輪内の方では、賀田町と古江町と三木浦町で実施していたのですが、令和6年度からはバスを走らせて南輪内、北輪内と大きな会場で実施するというを考えております。

続きまして、予算の方に戻ります。

これまで説明しましたポイント等を含めて、令和5年度の予算を考えた場合、国保の貯金である「財政調整基金」が、令和3年度までは貯金をすることができましたが、令和4年度からは取り崩す必要が生じており、令和6年度は7295万ほど取り崩すことになっております。

現時点で1億5千万ほど残金がございますが財政状況がかなり悪化してきていると言え、令和6年度は次期の税率改正について検討が必要となります。

「1億5千万ある」ではなくて「1億5千万しかない」という考えでいかなければいけないと思っております。

以上で令和6年度 国民健康保険事業 特別会計予算（案）の説明をとさせ

ていただきます。

(会長)

ただいま事務局から説明がありました令和 6 年度国民健康保険事業特別会計予算案について何かご質問ありますか。特定健診のことも含めいかがでしょうか。

(川上委員)

前回もお話しさせていただいたのですが、地域によって健診を受けることを癖にしているというところと、健診を受けることが頭がないというところというのが、この小さい尾鷲市の中でもその差っていうのは確かにありますね。

(会長)

昔は地区で、例えば宮ノ上だったら宮ノ上小学校で、仕事が終わる夕方から夜にかけて特定健診ではなかったですけど健診などをしていて、私も健康推進委員をしていたのでそのお手伝いに行ったりしていたのですがその時はすごい行列でしたね。

なので先ほど古戸係長がおっしゃっていたようにバスを走らせたり、文化会館で実施したりするのは良い試みだなと思いました。そのような視野を広げた特定健診の受診率を上げる方法を考えていかなければいけないと思います。

(事務局：湯浅)

結局習慣にしていれば、おそらく毎年受けていただけることだとは思いますが、前のときも言わせていただいたのですが、身体の状態を数値化しておくことって非常に大切なことであって、車でいう車検みたいなものなんですよ。

「1年に1回これを受けておけば安心」というわけじゃないんですが、こういうふうに自分の身体が変化しているというのを自分で理解して、それを先生方に見ていただいて、こういう治療をしなければいけないねというアドバイスももらいながら、健康年齢をどんどん上げていくことで、家にいれる期間も長くなり、施設などにも行かなくていいとか、そういうことにもつながってきますよね。健康であるならば、家に何歳までいようが家族に負担もかかりませんし。

健康でいれる期間をどれだけ伸ばせられるかっていうことに繋げていくのが、国保の今後の課題だと僕らも考えています。

僕が国民健康保険係にいた平成 26 年 27 年に比べてみると、特定健診の数値は当時 25%を少し超えるぐらいだったので、それから比べると 15%ぐらい伸ばしてきているので、これからももっと伸ばしていきたいですね。我々としてもいろ

んな試みを今試しているところなんです。

(会長)

たしかにクリニックなどで特定健診を受けたら、他にも健診を受ける人が2人3人見えるってことは今までなかったようなことだなと思いますね。

(事務局：湯浅)

先生方や薬剤師の先生方が協力していただいているおかげで、少しずつ伸びていっていますね。

物でドカンと増やす方法もありますが、やっぱり自分自身のことで意識づけることが大切だと思うので、我々としては普及啓発の方へもっと力を入れるべきだと思います。

(会長)

前回千種委員さんが言っていたように、ハガキを出したりするのなんかもしつこくしていく必要がありますね。

(事務局：古戸)

おっしゃっていただいたように、送るハガキをA4サイズにしたり、驚いた顔のイラストを貼ったりタイプ別に分けたりなんかしています。

また、ナッジ理論という「受けてみようかな」と思わせるような文章を業者に依頼したりするなど、毎年少しずつ変化させています。

令和2年度からハガキを2回以上にしましたのですが、最初は普通のサイズの花ガキを7種類で送っていて、次に令和4年度からは業者を変えてA4のサイズで送り出して、令和5年度に関しては2回目の通知をアンケートにしています。受け取る側が慣れてしまわないように工夫をしています。

(事務局：湯浅)

特定健診の受診率を上げていくことで、何が変わってくるかというやはり交付金ですよ。

そういう自助努力を尾鷲市はしているということで、国は交付金という名のもとのお金を増やしてくれるわけですよ。

そうすると歳入が増えて、例えば微々たるものですが、値上げの方向に行かないように我々としても努力はしているので、交付金が増えると値上げを1年先送りにはできるということなどにつながってきます。

先ほど言わせてもらったように1億5千万になっていますので今年、来年、

再来年あたりにはそういう審議もしていかなければいけない時期に来ていると思いますけど、それがもしお金がどんどん降ってくるようになれば、2億とか3億とかになると何年かは持たせられることができますよね。

あとはやっぱり健康な人が増えてくると病院にも行かなくて済む、医療費が下がる、健康年齢が上がるという風にどんどん良い循環を生むので、そこを目指したいですね。

(会長)

私も呼びかけるときにそういう話なんかもしていきたいですね。

あとは特定健診を受けるときに、私らよりも少し若い人なんかでも、個人的に病院にかかっているのも特定健診は受けなくてもいいと思っている人が多いので、そのあたりをちょっと意識改革していかなければいけませんね。

(事務局：湯浅)

後期高齢者の方でもその考えの人は多いですね。前回もこのお話はでしたが、これは我々ももっと啓発していかなければいけないですね。

(川上委員)

その啓発の仕方なんですけど、よく主婦の店の前で人権擁護委員などいろいろな委員の方が旗を持って啓発活動をしていますよね。

だから、国保の関係者も6月1日なら1日の前に旗を持って市内で啓発活動してみてもどうでしょうか。

検診時期が来ましたよということを知らせて、役所の人もこんなに一生懸命取り組んでいるから私達も受けないといけないなという風になるかもしれませんね。

(事務局：湯浅)

そうですね。あとはチラシとかティッシュとか、そういう啓発方法も考えていきたいと思います。

(会長)

他に何か質問等ある方はいらっしゃいますか。

それでは次の議題に入ります。「次期尾鷲市国民健康保険データヘルス計画について」事務局の方から説明をお願いいたします。

(事務局：古戸)

次期尾鷲市国民健康保険データヘルス計画につきまして、本来ですとこの場に完成品を皆さんに指し示さなければならないのですが、国・県からの指示が最近届いたことで一部資料の差し替えが発生しましたので、まだ完成しておりません。年度中に完成版を郵送させていただきますのでご了承くださいませようお願いいたします。

(会長)

はい、わかりました。それではその他に入らせていただきます。

委員の方向かご意見を言い残したことはございますか。

それではないようですのでこれもちまして、令和5年度第3回尾鷲市の国民健康保険事業の運営に関する協議会を閉会いたします。

本日はどうもお忙しい中、ありがとうございました。どうぞ気をつけてお帰りください。